

第6回教育委員会会議

令和5年5月16日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第46号

中之島小中一貫校における学校選択制及び指定校変更に関する
抽選の優先について

**中之島小中一貫校における
学校選択制及び指定校変更に関する抽選の優先について**

1 規定する要綱

施設一体型小中一貫校における学校選択制及び指定校変更の運用に関する要綱（案）
※就学規則第8条第2項及び第14条第3項の抽選の優先について規定する

2 規定主旨（目的）

市内中心部児童急増対策として令和6年4月1日に開校する中之島小中一貫校（中之島小学校及び中之島中学校）における、就学手続きの学校選択制及び指定校変更にかかる抽選の優先についての考え方を定めることを目的とし、「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則」（以下、「規則」）第8条第2項及び第14条第3項に定めるもののほか詳細を要綱に定める。

3 対象とする学校

中之島小学校及び中之島中学校（通称：中之島小中一貫校（別表1））

4 優先の対象となる児童生徒及び就学予定者（令和6年度就学）

(1) 学校選択制

区名	下記の学校の通学区域に居住する児童及び就学予定者
北区	扇町小学校、堀川小学校、大淀小学校
福島区	鷺洲小学校
中央区	南大江小学校、中大江小学校、開平小学校、中央小学校、東中学校※1
西区	西船場小学校、日吉小学校、本田小学校、堀江小学校、堀江中学校、花乃井中学校※2

※1 当該中学校を通学区域とする玉造小学校の通学区域に居住する就学予定者は除く。

※2 当該中学校を通学区域とする明治小学校の通学区域に居住する就学予定者は除く。

(2) 指定校変更

区名	下記の学校に在学する第1学年から第5学年の児童及び第1学年の生徒
北区	扇町小学校、堀川小学校、大淀小学校
福島区	鷺洲小学校
中央区	南大江小学校、中大江小学校、開平小学校、中央小学校、東中学校
西区	西船場小学校、日吉小学校、本田小学校、堀江小学校、堀江中学校、花乃井中学校

5 優先の順位

要綱（案）第3条及び第4条のとおり

※ 優先の基本的な考え方

- ・ 令和6年4月開校する中之島小中一貫校の通学区域が、調整校区を含めて現在通学区域とされている学校の内、大規模化等が見込まれる学校に通学や進学する児童生徒及び居住する就学予定者を第一優先とする。（別表2、別表4）
- ・ 次に、中之島小中一貫校の近隣にある大規模化等が見込まれる学校に通学や進学する児童生徒及び居住する就学予定者を第二優先とする。（別表3、別表5）
- ・ なお、大規模化等が見込まれる学校については、毎年施設整備推計を基に決定する。（別表3、別表5）

※ 中之島小学校及び中之島中学校の通学区域に居住する児童生徒及び就学予定者は、必ず就学できる。

6 施行期日

令和5年6月1日

施設一体型小中一貫校における学校選択制及び指定校変更の運用に関する要綱（案）

（目 的）

第1条 この要綱は、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、施設一体型小中一貫校（以下、「小中一貫校」という。）における学校選択制及び指定校変更の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象校）

第2条 この要綱において、対象とする小中一貫校（以下、「対象校」という。）は、別表1のとおりとする。

（学校選択制における抽選）

第3条 対象校において、規則第8条第2項ただし書きにおける抽選を行う場合については、次の各号の順で抽選を行い、当該学校を就学校として指定する者を決定する。

- (1) 別表2に掲げる学校の通学区域に居住する第6学年の児童及び就学予定者
- (2) 別表3に掲げる学校の通学区域に居住する第6学年の児童及び就学予定者（ただし、玉造小学校または明治小学校の通学区域に居住する就学予定者は除く。）
- (3) 第1号及び第2号に規定する以外の児童及び就学予定者

（指定校変更における抽選）

第4条 対象校において、規則第14条第3項における抽選を行う場合については、次の各号の順で抽選を行い、当該学校に指定校変更が可能である者を決定する。

- (1) 別表4に掲げる学校に在学する第1学年から第5学年の児童及び第1学年の生徒のうち、対象校の通学区域内に住所を有しない児童生徒
- (2) 別表5に掲げる学校に在学する第1学年から第5学年の児童及び第1学年の生徒
- (3) 第1号及び第2号に規定する以外の児童生徒

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

学校名
大阪市立中之島小学校
大阪市立中之島中学校

別表2（第3条第1条関係）

区名	学校名
北区	扇町小学校
西区	西船場小学校

別表3（第3条第2号）

区名	学校名
北区	堀川小学校、大淀小学校
福島区	鷺洲小学校
中央区	南大江小学校、中大江小学校、開平小学校、中央小学校、玉造小学校
西区	日吉小学校、本田小学校、堀江小学校、明治小学校

別表4（第4条第1号関係）

区名	学校名
北区	扇町小学校
西区	西船場小学校、花乃井中学校

別表5（第4条第2号関係）

区名	学校名
北区	堀川小学校、大淀小学校
福島区	鷺洲小学校
中央区	南大江小学校、中大江小学校、開平小学校、中央小学校、東中学校
西区	日吉小学校、本田小学校、堀江小学校、堀江中学校

(参考)

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき
学校の指定に関する規則（抜粋）

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(7) 施設一体型小中一貫校 大阪市立中之島小学校及び大阪市立中之島中学校、大阪市立浪速小学校及び大阪市立日本橋中学校、大阪市立啓発小学校及び大阪市立中島中学校、大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校、大阪市立矢田小学校及び大阪市立矢田南中学校並びに大阪市立新今宮小学校及び大阪市立今宮中学校をいう。

(就学校の指定)

第3条 区長は、区内に住所を有する児童生徒等について、当該児童生徒等の通学区域校を就学校として指定するものとする。ただし、学校選択制を実施する場合及び指定した学校を変更する場合は、この限りでない。

(学校選択)

第5条 前条第1項の規定により学校選択制を実施する区においては、次の各号に掲げる児童生徒等の保護者は、区長が別に定める学校（以下「選択可能校」という。）のうちから、学校選択することができる。

(1) 区内に住所を有する就学予定者。ただし、別に定める日を超えて、区内に転入した場合及び同一区内において選択可能校が異なる区域に転居した場合は、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。

(2) 区内に転入した児童生徒。ただし、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。

(3) 令第6条第2号から第6号までに該当する者のうち、区長が必要と認めた児童生徒。ただし、受入可能な学校のみ学校選択できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる児童生徒等の保護者は、施設一体型小中一貫校を学校選択することができる。

(1) 市内に住所を有する就学予定者。ただし、別に定める日を超えて、市内に転入した場合は、受入可能な施設一体型小中一貫校のみ学校選択できるものとする。

(2) 市内に転入した児童生徒（中学校の第2学年の最終学期の修了式の日以降に転入した者を除く。）。ただし、受入可能な施設一体型小中一貫校のみ学校選択できるものとする。

(3) 令第6条第2号から第6号までに該当する者のうち、教育委員会が必要と認めた児童生徒。ただし、受入可能な施設一体型小中一貫校のみ学校選択できるものとする。

(学校選択制実施区における就学校の指定)

第8条 区長は、保護者が通学区域校を学校選択した場合、当該学校を就学校として指定しなければならない。

2 区長は、保護者が通学区域校以外の学校を学校選択した場合、原則として当該学校を就学校として指定するものとする。ただし、この場合において、学校選択した者の数が、当該学校の受入可能人数を超える場合には、次条に規定する抽選を行い、当該学校を就学校として指定する者を決定する。

3 区長は、就学予定者の保護者が学校選択する学校（施設一体型小中一貫校を除く。）が、次の各号のいずれかに該当する場合、前項の規定にかかわらず、当該学校を就学校として指定することができる。この場合において、学校選択した者の数が、当該学校の受入可能人数を超える場合には、前項ただし書に規定する抽選に優先して次条に規定する抽選を行い、当該学校を就学校として指定する者を決定する。

(1) 通学区域校よりも、住所からの通学距離が短い場合

(2) 兄又は姉（第13条第1号、第4号から第10号まで及び第12号から第15号までの規定により指定校変更を受けた者を除く。）が在学する場合

(3) 学校選択する中学校が、現に在学する小学校と同一の通学区域を含む場合。ただし、第13条第1号、第4号から第10号まで及び第12号から第15号までの規定により指定校変更を受けた者を除く。

4 区長は、施設一体型小中一貫校に在学する中学校就学予定者の保護者が、当該校の中学校を学校選択した場合、第2項ただし書の規定にかかわらず、当該中学校を就学校として指定しなければならない。

5 区長は、保護者が学校選択しなかった場合、通学区域校を就学校として指定するものとする。

（抽選）

第9条 抽選は学校毎に公開で行う。

2 抽選は、学校が所在する区の区長が行う。

3 区長は、抽選による当選者について、当該学校を就学校として指定し、落選者については、通学区域校、前条第3項の規定により学校選択した学校又は前条第4項の規定により学校選択した学校を就学校として指定するものとする。

（施設一体型小中一貫校への指定校変更）

第14条 教育委員会は、小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校の第2学年の初めから施設一体型小中一貫校に就学を希望する児童生徒を募集する場合には、募集する学校、学年及び人数を公表する。

2 前項の規定により募集を行う学校に指定校変更を希望する児童生徒の保護者（以下この条において「就学希望者」という。）は、別に定める書類を別に定める日までに提出するものとする。

3 区長は、就学希望者の数が募集する人数を超えなかった場合は、希望があった全ての児童生徒を指定校変更が可能である者と決定し、超える場合には、公開による抽選を行い、当該学校に指定校変更が可能である者を決定する。

4 区長は、前項の規定により指定校変更が可能であると決定された者から指定校変更の申立があった場合は、指定校変更を行うものとする。

（施行の細目）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

位置図

